

# ドイツ少年行刑の新しいモデル

比 嘉 康 光

## は じ め に

ドイツ少年裁判所法（以下、法と略称）91条1項によると、少年行刑の任務は、少年刑を言渡された者に刑を執行することによって、将来、誠実に責任を自覚した生活行状へ導くことである。執行目標は、若い犯罪者の教育であり、重要な教育手段として同条2項は、秩序、労働、授業、運動、余暇利用および職業的能力の増進などを指摘している。同条3項は、目指された教育目標を達成するために執行を緩和することができ、適切な場合には広く自由な形態において執行できるとしている。

この教育と刑罰をめぐる論争は現在に続いている。少年刑法のドグマ的な理解は、教育と責任応報の衝突によって特徴づけられ、一方で少年刑の執行は「行為者」の教育のみに向けられながら、他方では自由剥奪自体が行為の贖罪を要求する害悪の付加だとされる<sup>1)</sup>。

少年刑法の教育思想賛成論者は、教育上の欠陥を両親・保護者等が取り除くことができない場合に、国の任務は教育的措置をもって介入することとされ、この教育的欠陥は犯罪を遂行したという点に認められる、「行為に表れる少年の有害な傾向」（法17条2項）という文言に表現されている、という。これに対し、少年犯罪は通常の成長過程における挿話的一過性のもので、これを教育的欠陥のインジケーターにはできないとの反論がなされる。しかし、激しい批判にかかわらず、教育思想は現在もなお少年行刑の基本原則であるといえるだろう。アーデルスハイム少年刑務所長ヴァル

ターは、教育目標が行刑のあり方すべてにおいて前面に立たなければならないのであって、「少年行刑による教育」が問題なのではなく、むしろ「少年行刑における教育」が重要である、と指摘する<sup>2)</sup>。

少年刑法上の制裁によって目指される目標には2つの異なる立場がある。1つは、刑法的介入の目標は、対象となる青少年に将来罪を犯させないという点に尽きるとの立場であり(法定主義)、1953年の少年裁判所法から使用されている91条1項の「誠実な行状へ導く」との目標は不能であって、「誠実な」とは結局、犯罪をしない生活という以外には理解できないとされる。第2の立場(道徳主義)は、執行とは受刑者が心理社会的過程の基本的な再生を行う機会であって、「行為者」の犯罪的態度からの解放を援助し、「若者は誰でも、自己責任をもって社会的に有用な人格へ成長していくために援助を求める権利がある」(社会法典第8編1条1項)との規定は少年受刑者にも適用があるという。立法者が最小目標を求めれば、少年受刑者の累犯回避にだけ働きかけ、最大目標を追求すれば、受刑者の人格全体と社会的定着とを包括的に執行の対象とすることになる<sup>3)</sup>。

なお、ドラスティックに「教育」や「教育的」という文言を少年裁判所法から取り除き、教育的視点に顧慮を払わない見解<sup>4)</sup>を誤りであるとして退け、教育概念の多義性を認めつつも少年刑法において教育思想を拒否するわけにはいかないとの批判がなされる<sup>5)</sup>。また、第64回ドイツ法曹大会(ベルリン)において、「教育思想は少年刑法の指導原理であることが証明されており、これを維持すべき」との見解が賛成多数(賛成54, 反対5, 保留6)で承認された<sup>6)</sup>。

カイザーによると、社会化の目標が教育なしにどのようにして達成できるのか分からないし<sup>7)</sup>、教育思想の抑圧が、少なくとも若干の州においては厳罰化の動きによって処罰的・抑圧的な少年刑事司法に至らしめたが、全体的に見ると、教育思想を拒否するという問題ではなく、むしろ新しい社会内制裁形態を求める際に、少年法上の制裁の教育的明確性が前面に出るものだとしている<sup>8)</sup>。

また、ヴァルターは、少年刑法における教育概念をめぐる長年の論争を経て、教育概念を新構成ないし現代化すべきという点では広く見解の一致があるが、しかし少年刑法は、とくに刑法を限定し大人に比べて少年の処遇を改善する機能を有するがゆえに、教育思想を放棄できないばかりではなく、さらに少年行刑においては、教育思想は少年行刑の目標設定と具体化の原則にとっても唯一の指導原理であるとしている<sup>9)</sup>。

## 少年行刑の現状

### 1 法律上の規定

少年行刑に関する法律上の規定は法91条、92条、110条および115条などに存在するだけで、1977年の行刑法は第一次的に成人への刑の執行に関するものである。少年行刑については、州の司法大臣による「少年行刑に関する連邦統一行政規則」(„Bundeseinheitliche Verwaltungsvorschriften zum Jugendstrafvollzug“ – VVJug)が存在するにすぎない。この行政規則は行刑法の多くの部分を取り入れている。

連邦政府は、2004年4月に少年行刑法草案を理由書とともに公表し<sup>10)</sup>、続いて2006年に手直した草案(6月7日現在)を発表するなど、法律制定に向けて努力している。州の側にも立法化を急がなければならない事情がある。2006年5月31日、連邦憲法裁判所が、少年行刑に関する法律上の規定を2007年12月31日までに制定するよう期限を定めたからである<sup>11)</sup>。もっとも、過去の法案が失敗に帰したのは、各州の抵抗がとくに費用面に関して強かったからでもあった<sup>12)</sup>。ちなみに、バーデン・ヴュルテンベルク州では、2007年1月16日に少年行刑法草案が閣議決定され、州議会の承認を得て、8月初めには施行の予定である<sup>13)</sup>。他の州においても、単独でまたは複数の州が統一して草案を提案している<sup>14)</sup>。

2004年および2006年草案も、「少年刑の執行の目標は、受刑者の犯罪のない生活である」(2条「執行の目標」)と規定し、執行における援助\*の

基本は、この執行目標の達成を顧慮して、受刑者の才能と能力とを發展させ且つ鍛えるような一切の措置とプログラムであって、そのためには執行を緩和し、適切な場合には広く自由な形態において行うことができる、とされる(5条1項「援助の基準」)。

\* ここに「援助」とは Förderung に当てた訳語で、「奨励」「助長」などの意味を持つ。

これに対し、バーデン・ヴュルテンベルク州の少年行刑法草案は「教育」という文言を残した案になっている。たとえば、3条「教育目標」は、「少年刑の執行においては、若い受刑者は将来、社会的責任を負って犯罪行為をしない生活を送るように教育される」、4条「形態」は、「少年行刑は、若い受刑者を教育して自由における生活へ組み込まれるように、実施しなければならない」(3項)、「教育目標の達成のために、被害者に惹起した結果に対し、およびこれを適切な措置によって埋め合わせるように、若い受刑者の認識を目覚めさせる」(4項)。6条「教育の基準」については、「教育の基本は、この教育目標の達成を顧慮して、若い受刑者の才能と能力とを發展させ且つ鍛えるような一切の措置とプログラムである。そのためには、執行を緩和し、適切な場合には広く自由な形態において行うことができる」(1項)としている。

連邦司法省の草案とバーデン・ヴュルテンベルク州の草案との間に著しい差異はない。「教育」という言葉を条文に入れなかったからといって、青少年受刑者の教育が否定されたことにはならず、問われなければならないのは教育の内容と方法であろう。

なお、ドイツの少年刑法・少年刑事政策に学問的・実務的に大きな影響を与えている「ドイツ少年裁判所・少年審判補助協会」(Deutsche Vereinigung für Jugendgerichte und Jugendgerichtshilfen e. V. = DVJJ)の少年刑法改正委員会は、オーストリア少年裁判所法5条1号(「少年刑法の適用は、とくに行為者に可罰的行為をさせないことを目的にする」)<sup>15)</sup>を参考にした上で、「少年刑法の適用は、若者に犯罪のない生活を可能に

することに寄与するものである。刑法的に重要な逸脱行動がきっかけであっても、若者は、自己責任をもち、社会的能力のある人格へ成長するために援助を求める権利を有する。この社会的統合の目標に協力することは、少年援助のほかに司法およびすべての国家機関の義務である」との提案をしている。これは、「刑罰による教育」や「刑罰としての教育」という考え方を拒否するものである。しかし、教育の必要性がある場合、具体的には社会法典第8編の28条ないし35条<sup>16)</sup>における少年援助の適用を受けることにかわりはなく、「刑罰に代わる教育」は合法的態度という目標への一つの道である<sup>17)</sup>。

## 2 少年刑の適用状況

少年裁判所法の適用年齢について、少年裁判所・少年審判補助協会会長のゾンネン教授は、以下のようにコメントしている<sup>18)</sup>。

14歳の刑事責任年齢 14歳未満の児童(Kinder)には福祉法や家族法の適用はあるが、それが一種の「児童刑法」(Kinderstrafrecht)と化してはならない。14歳以上の少年(Jugendliche)としている刑事責任年齢(法1条2項, 3条)\*を引き上げる必要性は、発達心理学上も犯罪学上も存在しない。

16歳の可罰性 DVJJは、「満16歳に達しない少年に対しては、自由剥奪処分は科せられてはならない」と提案している。16歳未満の少年への未決勾留・少年拘禁(短期間の懲罰)・少年刑は適用されないことになるが、故意の殺人と人身に対する重大な暴力行為は例外とされる<sup>19)</sup>。

18歳の青年(Heranzwachsende) 第25回ドイツ少年裁判所会議(2001)は、刑法的に完全に責任能力のある若年成人(18歳以上21歳以下)がほとんど学校教育ないし職業教育の過程にあることを確認した上で、この青年に対する少年裁判所法の適用を一定の条件にかからせている105条<sup>20)</sup>を削って、すべての青年に例外なく少年裁判所法の

適用を認めるよう提案した。

- \* 法1条2項 少年とは、行為の時に14歳だが、未だ18歳ではない者をいい、青年とは、行為の時に18歳だが、未だ21歳ではない者をいう。
- \* 3条(責任) 少年は、行為の時に、その道徳的・精神的な成長に照らして、行為の不法を認識し、その認識に従って行為できるほどに十分に成熟していた場合は、刑法的に責任がある。未成熟のゆえに刑法的に責任がない少年の教育のために、裁判官は、後見裁判官が命ずるのと同じ処分を命ずることができる。(比嘉)

1989年現在、連邦全体で4,700人の少年受刑者のうち、14-17歳は378人(8%)にすぎなかった。年少少年(14-15歳)たちは、ほとんど経済的貧困層の出身である。とくにその半数以上は欠損家庭の出身である。年少少年受刑者の90%以上が義務教育を終了しておらず、5人に2人は特殊学級に通学していた。60%はすでに1度は何らかの処分を受けていた。ニーダーザクセンでも、14-15歳の少年に対する未決勾留について同様の調査結果が示された。バーデン・ヴュルテンベルクでは、14-17歳の少年のうちの3分の2は財産犯を繰り返して少年刑に服しているが、治安面からは左程問題ではない。平均的的少年受刑者が刑務所への順応困難等により、拘禁期間中に3度規律に違反して形式的に懲罰されているのに対し、14-15歳の場合のその割合は5倍に近い。ともかく、14-17歳の少年は少年行刑には適しない。したがって、改正との関係では、この年齢層を少年行刑から排除し、分離処遇原則(行刑法141条)に従って成人犯罪者の刑の執行とは分離することである。連邦司法省の1984年の作業案では、少年が教育ホームにおいてよりよく援助されるのであれば、刑の執行猶予を認めようということであった<sup>21)</sup>。

2000年3月31日現在、連邦全体で7,396人の若い男女が少年刑務所に服役しており、そのうち911人(12%)が14-18歳未満の少年、3,663人(50%)が18-21歳以下の青年、そして2,822人(38%)が21歳超の成人であった。少年のうち、14-15歳は3人、15-16歳は80人、16-17歳は244人、

17-18歳は584人となっていて、少年は少年行刑において常に少数派である<sup>22)</sup>。なお、満18歳の者が少年行刑に適しない場合は、その少年刑を一般の刑務所において執行することができ、また、たとえば19歳の青年が殺人で10年の少年刑に処せられて仮釈放にならない限り、法92条2項により5年後の満24歳の時には成人刑務所で引き続き刑が執行される<sup>23)</sup>。他方、14-15歳の少年に対する少年刑を排除すべきか、あるいは可能な限り少年援助ホームにおいて執行すべきかとの、しばしば議論されてきた問題には、シャッフシュタイン=ポイルケは比較的小さな実践的意義を認めているにすぎない<sup>24)</sup>。

レスナーも、当時の連邦の全少年刑務所に収容されていた少年受刑者の数は200人から600人の間であり、消えうせてしまうほどの少数派である、と指摘している<sup>25)</sup>。

2003年3月31日現在、6,835人の男子が少年行刑に服しており、各少年刑務所の定員は多くは150-300人であり、3ヶ所程度が620人の閉鎖執行施設である<sup>26)</sup>。

2004年3月31日現在、14歳以上25歳以下の連邦全体における少年行刑服役者の成人と少年の年齢構成比をみると、前者(18歳以上)の90%弱に対して、後者(14歳以上18歳未満)は10.4%にすぎず、少年行刑は事実上、若年成人行刑(Jungerwachsenenvollzug)であり、少年はほとんど姿を消していく少数派(7-12%)である、とされている<sup>27)</sup>。

2006年11月30日現在、バーデン・ヴュルテンベルク州の受刑者総数は8,242人、そのうち575人(約7%)が青少年受刑者であり、さらにそのうちの5人に1人が14-17歳の少年で、多数派を構成するのは18-21歳の青年(若年成人)である。575人のうち90%は男子で、413人(71.8%)がアーデルスハイム少年刑務所に服役していた。なお、連邦全体の青少年受刑者は6,600人であった<sup>28)</sup>。

レスナーは、14-17歳の受刑者に対しては、新しい工夫が展開されねばならないとして、家庭、学校、余暇、面談など主として生活領域に関わる

社会教育プログラムの拡大発展を強調する。そして、規模の大きい州が特別の少年行刑に必要としているのは50人規模の施設であり、このわずかな数字こそは極めて質の高い特別施設の論拠であって、民間施設の教育力を活用すれば、この構想は直ちに実現可能だと提案する<sup>29)</sup>。

### 3 法91条3項の意義の再発見

少年行刑の基本規範である91条(少年行刑の任務)は、まず将来における犯罪のない生活 合法的態度 への教育を少年行刑の目標と定め(1項)、この目標に達するための手段として教育 秩序、労働、授業、運動および自由時間の有意義な活用、受刑者の職業的能力の促進、宗教活動の保障などを挙げている(2項)。したがって、少年行刑は教育行刑でなければならない<sup>30)</sup>。この目指す教育目標を達成するために、執行を緩和することができ、適切な場合には広く自由な形態において執行することができる(3項)。

この91条3項に関して指摘されてきたことは<sup>31)</sup>、開放施設(収容棟に鉄格子や施錠、塀もなく、とくにニーダーザクセン州やノルトライン・ヴェストファーレン州の伝統。施設教員が同行するハイキング、施設外でのスポーツ観戦や体験教育活動、両親との時間限定の外出、釈放前の職探しやスポーツ・教育・セラピー等のための外出、年に3週間までの休暇など)、外部通勤・通学(職員同行なしの少年・青年受刑者の施設外通学、職業訓練、余暇時間の一部施設外利用)、釈放前準備(非外部通勤者が、執行終了前の数週間、釈放後の問題 お金・アルコール・役所・雇用主・同僚・両親などとの対応 について訓練を受ける)などである。

ところが、何十年も少年刑法に関する文献においてほとんど注目されず、実際に実現されることもなかったこの規定の、特に実験条項的性格の重要性を初めて明確にしたのは、レスナーであった<sup>32)</sup>。レスナーは、少年刑務所収容者のうち法律の意味での少年(18歳未満)は10%にすぎないと的前提に立ち、これらの少年たちを教育施設に収容するための特別の執行緩和

形態を考案し、協力してくれる民間の担い手とともに自由な形態において少年行刑を具体化すべきだと主張した。この提案の利点は、民間の教育的潜在力と施設を活用できること、しかも教育的自律性はそのまま維持できるということにある<sup>33)</sup>。

レスナーは、最近の講演で以下のように述べている。1978年から1983年まで司法省の行刑部門に勤務していた当時は短期刑や社会訓練などの議論が起きていて、学界へ転じたときに初めて、自由な形態における少年行刑の考え方を展開した。レスナーは、当時の学者たちは現実に目を閉ざしていたと批判的である。1990/1991年に少年行刑について考察をめぐらしたときも現在も、固有の少年行刑法が存在しないという形式的側面は重要なことではない。少年裁判所法を詳しく読むと、先見の明ある立法者が法律上の裁量的余地を残していることに気がつくからである。1953年に立法者は自由な形態における少年行刑（法91条3項）を考え出した。それは、安全と再社会化は、国が生み出すものではなくて、市民社会自体がもたらすものであって、そこでレスナーが確認したのは、少年行刑は本来、犯罪歴の進んだ20歳超の若年成人に対する行刑であって、14-16歳の少年を特に教育するためには適切な場ではないということであった<sup>34)</sup>。

少年行刑の実態はどうか。Zieger は、多くの少年刑務所における現実は法91条の高い要求に答えることができないといい、Ostendorf は、特に非人間的な収容と適格な労働が提供されていないことを指摘し、Dünkel は、法91条3項にいう「広く自由な形態」との規定に反して外部への開放は殆んど発展させられていない、と分析している<sup>35)</sup>。

少年刑務所受刑者の年齢層は、14歳以上24歳と幅広く、14-15歳の少年が収容数の多い年上の受刑者から悪影響を受ける危険に日常的に晒されていることは明らかである。レスナーは、法91条3項の範囲内で、14-17歳以下の少年に対する刑の執行を原則として自由な形態において州司法行政当局が定めることができると考えたのである<sup>36)</sup>。

少年犯罪を如何に取り扱うかは、刑事政策の重点をなす。経験科学的犯

罪学によると、犯罪を反復した若者も、良好な社会的絆と統制があれば、社会に組み込まれて罪を犯さない生活を過ごせることを示している。したがって、少年の犯罪・非行に対しては、早期に年齢相応の教育プログラムによって特別予防的に対応することが必要であり、そのための諸課題の克服は社会統制の各段階(警察, 司法, 少年援助)によって図られる<sup>37)</sup>。

## プロジェクト・チャンス

法91条3項の規定を活かして実験的にせよ少年行刑を自由な形態において実行している州は、現在のところバーデン・ヴュルテンベルク州 = BW だけである。BW は目下、2つのモデルプロジェクトを実施中である。伝統的な閉鎖施設における行刑から小規模でも民間施設での自由な形態における行刑へ踏み出すとき、学問上の理論的根拠づけのほかに、行刑現場の支持と被収容者への信頼、司法行政当局の決断と財政的裏づけ、少年援助機関の協力と支援、近隣住民の理解と納得、さらに経済・労働分野の協力も欠かせない。まさに共同体としての一大事業である。

このプロジェクト・チャンスについて、Goll と Wulf の論文<sup>38)</sup>を中心に紹介しよう。

### 1 プロジェクト・チャンス協会の発足

まず、2001年3月6日、州政府が当初資金として409万ユーロ(約6億4600万円 = 1ユーロ158円で換算)の支出を閣議決定、これを受けて7月30日、少年援助機関、司法および経済界の自然人・法人によって「プロジェクト・チャンス協会」が設立され、10月12日に公益法人として登記された。協会の会長には Ulrich Goll 教授(後に BW 州司法大臣)が就任し、副会長には企業関係者、他の理事には州の検事総長、州経済省部長、司法省参事(Rüdiger Wulf)などが就任し、アーデルスハイム少年刑務所長 Joachim Walter も会員である<sup>39)</sup>。

協会は単独でプロジェクトを実施するのではなく、直接の実施主体に専門的な運営を委託することとした。実施主体を公募したところ、13件の応募があった。プロジェクト・チャンスの理事会はこれを4件に絞り、2001年11月12日にプレゼンテーションが行われた。翌年3月6日の理事会において「ドイツキリスト教青少年村」(Das Christliche Jugenddorfwerk Deutschlands e. V. = CJD)<sup>40)</sup>が、連邦レベルでの活動、組織的・構想的・人的および財政的な諸条件を満たしているということで、受注が決定された。

次の問題は、少年刑務所から引き継いで少年刑を「自由な形態」において執行する場所と施設を確保することであった。そのような施設の設置には近隣住民が反対することがあるからである。例に漏れずそのようなことも起きたが、幸い2002年4月、クレクリンゲン市(Creglingen)の市長が同市のフラウエンタール所在の修道院の活用を提案し、市議会もほとんど全員一致で賛成した。プロジェクト・チャンスは、2003年9月1日に最初の少年たちを引き受けることによって構想計画の現実化に着手した<sup>41)</sup>。

## 2 プロジェクトを支える信念

プロジェクト・チャンスは、以下の信念に基づいてその活動を行うとしている<sup>42)</sup>。

少年に対してチャンスを与えることは優れた社会政策的課題であり、社会的な協力とくに少年援助機関、司法および経済界の協力が必要である。

教育(学校教育、職業教育)、生活実践に必要な能力および向上意欲が人生で成功するための核となる能力である。

犯罪少年とくに多数回犯行者と集中犯(Mehrfachtäter und Intensivtäter)<sup>43)</sup>の再社会化は犯罪予防の一部を成し、それは少年犯罪の統制と同時に国内治安の構成部分でもあり、経済の立場からも重要である。

若い多数回犯行者と集中犯に対しては可及的速やかに徹底的な特別予防的影響を与える必要があり、閉鎖的少年行刑は最後手段であって、社会内処遇が広く活用されなければならない。自由な形態における少年行刑はモデル施設において試されることになる。

多数回犯行者と集中犯の社会内・施設内処遇の目標は、犯罪をしない生活である。少年刑の執行によって将来、まともで責任を自覚した生活ができるように教育されるには、青少年たちが社会的な生活状況を改善し、生活スタイルを変えなければならない。そのために彼らは「自立のための支援」を受ける。

教育の基本は、学校の授業、職業教育、職業、意義を見出せる労働、スポーツ、社会関係の形成、余暇時間と秩序の形成などである。

行った犯罪の責任を引き受けること、被害者に対する共感、犯罪による精神的・物的損害の回復を図る努力などが奨励されなければならない。

同年代のグループの中で学ぶことは、若者の教育において重要な分野である。

サブカルチャーの行動態様は教育目標を危うくする。少年援助と少年行刑の施設においては、建築面、組織面、人的・教育的な面において、良好な社会的絆の形成を促進する措置が必要である。

- ⑩ 職業生活へ入っていくことは、若い多数回犯行者と集中犯にとって極めて重要であり、そこで職人仕事関係や産業および経済界の支援が必要である。
- ⑪ 少年刑事司法という枠組みにおける青少年犯罪者の再社会化への関係は、オープンな労働によって促進されなければならない。

### 3 組 織<sup>44)</sup>

法人プロジェクト・チャンスがプロジェクトの担い手であり、協会は特に財産管理について責任を負う。毎日の費用は協会が負担することになっ

ている。ドイツキリスト教青少年村(CJD)は、職員の雇用主であり、設立認可された少年援助施設の所有者である。このクレクリンゲンにおける施設は、少年刑務所ではなく、アーデルスハイム少年刑務所の支所でもない。クレクリンゲンの施設は、権限を有する州の福祉団体と州社会省の監督下にある。プロジェクト・チャンスの施設で起居する少年たちは依然として「少年受刑者」であり、そしてアーデルスハイム少年刑務所長から、プロジェクト・チャンスの施設で起居し、教育プログラムに参加するように指示されている。少年たちがプロジェクト施設に滞在した期間は刑期に算入され、この施設から釈放されることとなる。

州司法省は、アーデルスハイム少年刑務所を監督し、州の行政規定を通じて自由な形態における少年行刑についての組織条件を決定し、アーデルスハイム少年刑務所の受け入れ委員会による少年の選択の適格性を監視する。

#### 4 構 想<sup>45)</sup>

対象グループは、14-17歳の男子受刑者で、法律の意味における少年であり、法91条3項の自由な形態における少年行刑に適する者である。21歳でも適性があれば対象者として考慮される。

適性がないとされる者は、逃走の危険がある者、少年刑務所の社会治療棟での治療の適性がある者、薬物依存者で社会治療施設での治療適性がある者、急性の肉体的・精神的病気で、とくに自殺癖のある者、そしてドイツ語の理解が極めて困難な者である。

少年が、逃走、犯罪、著しい規則違反などにより不適格であることが明らかになった場合、刑務所長がこの特別の執行緩和措置を取り消し、少年をアーデルス少年刑務所へ収容する。

プロジェクト・チャンスでの滞在期間は原則12ヶ月であるが、これに引き続き3ヶ月間、社会復帰のために事後的なケアを受けることができる。

プロジェクトの直接的目標は、安全で、手入れの行き届いた、清潔で、

友好的な環境における生活を可能にすることにある(「美しさは沈黙の教師」)。サブカルチャーや受刑者の力関係から安全で、障害や教育不足を乗り越え、社会的能力を訓練し、犯罪と被害者に対する責任を引き受け、就職の準備をするといった目標がある。将来的目標としては、社会的責任を担って、犯罪行為をしないで日常生活を送るということがある。

教育上の重点として実践的・伝統的に以下の諸点が考慮される。

学校教育(基礎的授業,義務教育終了,職業学校)

職業関係 職業の方向,就職準備,職業上の適性・能力の診断,職業訓練,工場等での実習など

社会的能力の訓練,とくに反暴力トレーニング

犯罪行為の処理(責任の引き受け,理念的・象徴的な和解の努力  
公益給付)

余暇教育とスポーツ(趣味,体験教育,団体スポーツなど)

アフターケア

プロジェクト内の教育を強化してプログラムを成功に導くには、サブカルチャーを確認した上で、これをコントロールすることである。そこで、プロジェクトは、2つの居住グループに各7-8人を割り当て、望まれざるグループ化に対処可能なように見通しが利くように配慮されている。少年たちの参加の下に委員会が規則を作り、別の委員会がこの規則の遵守如何を監視する。こうして少年たちは具体的に共同決定と共同責任とを学ぶことになる。

確認しておかなければならないことは、プロジェクト・チャンスは、自由な形態における少年行刑および刑務所長の特別な執行緩和指示として既に執行の開放を意味すること、伝統的少行刑の有害効果に対抗するものであること、そして閉鎖執行以外の生活関係への同化である、ということである。自由な形態における少年行刑自体が、それ以上の執行緩和 外出,外部通勤,休暇など と結びつくということの意味するものではな

い。少年たちはプロジェクト施設に現在する義務がある。相当の観察期間の後、少年たちは教育への協力度によって執行緩和を段階的に保障される。いずれにせよ、少年たちは権限のある職員の同意がある場合のみプロジェクト施設を離れることができる。勝手に施設を離れることは、特別の執行緩和指示の取り消し事由であり、アーデルス少年刑務所への戻し収容となる。

プロジェクトは当然ながら、一般市民の安全について構想している。第1に組織的安全として、動機付けテストとしてのプロジェクトに対する少年の応募、少年刑務所長の選択責任、見通せる程度の小規模グループ、密度の濃い教育プログラムを伴う日課(「怠惰は悪の始まり」)、「常に危険をはらむ幸福」である戻し収容などがある。第2の人的安全は、人的関係の密度、同僚の経験・能力、チームの学際性(複眼主義)、早期警戒システムとしての事例検討会ならびに継続研修と監督によって測られる。第3に社会的安全として、少年たちの間に肯定的なグループを作り、プロジェクトのすべての局面においてサブカルチャーに代わる多様な人的ネットを形成することである。最後に建物の安全面では、夜間には少年たちの居住する建物は施錠され、夜警が置かれることになる。夜間は、少年たちは教育上の理由による場合は別として、原則として独居である。

##### 5 施設と職員<sup>46)</sup>

プロジェクトの所在地クレクリンゲンは「アイデアの町クレクリンゲン」と呼ばれる。元修道院を少年たちが自ら用途に合わせて修復・改装して居室や談話室やテレビなどの娯楽室に使用している。建物は森の中に佇立し、つい逃走の誘惑に駆られることがあるようだ<sup>47)</sup>。少年たちは、従来の生活環境と刑務所から離れ、修道院の中で自分を見つめ直し、授業やグループ活動などに集中する機会を得ている。施設は15人を収容している。

職員は、施設の長、心理学専攻者、教師、ソーシャルワーカー、作業療法士、家事担当者、管理人から成り、少年専門の精神科医は、診断上の困

難があったり緊急の場合には呼べるようになっている。職員の人事に関して最終決定権を有するのは、法人ドイツキリスト教青少年村(CJD)であり、職員の研修と監督についても責任を負う。

修道院の土地・建物はクレクリンゲン教区の所有であり、プロジェクト運営者が殆んど名目的な賃料で使用している。施設の1日の費用は、基準価格200ユーロ(約31,000円)と設定されている<sup>48)</sup>。

## 6 プロジェクト・チャンスの日課<sup>49)</sup>

アーデルスハイム少年刑務所の審査を経てプロジェクト・チャンス施設に入所する少年は、施設での処遇(授業,生活の立て直し,職業教育,職業訓練など)のため残刑期間を12ヶ月残している。最初は「新入生」で、3ヶ月したら「候補者」に昇進する。候補者はさらに、チューター,代議員に分かれ,さらに3ヶ月間は「終了者」として補充的にケアされ,再社会化の段階を過ごす。日課は,概ね以下の通りである。

6:00	起床	6:10	6:40	早朝スポーツ(施設周辺を3キロ程度ジョギング)
7:00	朝食			
8:00	授業	8:00	9:30	(作業)プロジェクト
9:00	休憩			
10:00	授業	9:50	11:20	(作業)プロジェクト
11:00	グループトレーニング	11:30	12:00	
12:00	休憩,昼食	(12:05)		
13:00	授業	12:40	14:10	(作業)プロジェクト
14:00	休憩	スポーツ	作業	14:30 15:50 プロジェクト
15:00		スポーツ	作業	プロジェクト
16:00		スポーツ	作業	16:00 17:00 プロジェクト
17:00	グループトレーニング	17:15	18:15	

- 18:00 夕食(18:30)  
19:00 相談 19:00 21:00 音楽 余暇グループ スポーツ  
施設内での自由時間(19:00から)  
20:00 相談 音楽 余暇グループ スポーツ  
21:00 相談  
22:00 就寝 22:00 22:45  
23:00

## 7 まとめと展望<sup>50)</sup>

プロジェクト・チャンスの特徴的な要素が次のようにまとめられている。

法91条3項による自由な形態における少年刑罰の初めての組織である  
BW州における少年援助機関、司法および経済界の信頼とパートナー  
シップの協力関係である

司法省予算外の革新的な財政である

プロジェクトの構想は徹底して日常的・実践的・現実的關係を視野に  
入れている

特別の教育的方法のコンビネーション

少年たちに伝えられるべき伝統的価値の強調

プロジェクトとその終了後の密接な関係(アフターケア)

以上のように、プロジェクト・チャンスは革新と改革のために存在する  
が、しかし、プロジェクトに参加する少年たちに不利となるかもしれない  
実験場ではないことは保障される。このプロジェクトが成功し、財政的な  
ゆとりがあれば、プロジェクト・チャンスを他の地域へ拡大する努力がな  
されるだろう。別の州にも同様のプロジェクトができて、考え方や経験の  
交換がなされることが望ましい<sup>51)</sup>。

## ユーゲントホーフ・ゼーハウス<sup>52)</sup>

BW 州は、プロジェクト・チャンスと同様に、2003年11月以来、犯罪少年に対するモデルプロジェクトを民間の公益法人 Prisma e. V. に開放的な建物において実施させている。ユーゲントホーフ (Jugendhof) はプロジェクト・チャンスより若干遅れてスタートしたことになる。

### 1 モデルの成立

1999年、当時の司法大臣 Goll 教授が、司法省の中に専門部会をつくり、法91条3項を視野に入れて犯罪少年に対するモデルプロジェクトの構想をつくるよう指示したことに始まる。その際、任意の社会的な諸力をプロジェクトの担い手として結集すること、教育プログラムはとくに現実との関係を前面に置くことなどが注文された。

2001年10月15日に設立された Prisma-Initiative für Jugendhilfe und Kriminalprävention e. V.- がレオンベルクの地で、ユーゲントホーフ・ゼーハウスにおいて第2のモデルプロジェクトを実施することになった。

### 2 対象グループ

プロジェクト・チャンスもユーゲントホーフ(以下、JH と略す)も、重点は少年刑に処せられた男子の14歳から17歳に置いている。JH では、プロジェクトに適しているのであれば、プロジェクト・チャンスよりも年齢の高い18-20歳の青年(若年成人)も受け入れている。

JH での滞在期間は、言渡された刑期にもよるが、12ヶ月から18ヶ月の間である。故意による殺害犯、重い人格上の問題のある者、とくに性犯罪者、薬物中毒者などは受け入れられない。逃走の危険のある者も排除される。

### 3 構 想

#### (1) 肯定的なグループ文化

閉鎖施設にはサブカルチャーという特有の文化が存在する。JHは、少し様子が違う。少年犯罪者は、教育的に信服することにより、また社会的トレーニングによって規範と施設の価値を受け入れるように影響を与えられる。肯定的なグループ文化の基本的前提のほかに、有効なモデルプロジェクトを発展させるためには、さらなる要素が加わらなければならない。学校教育と就職に万端備えることが大きな意味を持つ。

#### (2) 学校教育

よい学校教育を受けることが犯罪予防効果を持つことにまったく疑問はない。したがって、JHにおいてもすべての少年が義務教育を終えられるようにすることが望ましい。現に少年の中には、卒業試験の準備をしたり、木工職人の就職準備をしている少年もいる。

#### (3) 労働と職業教育

学校教育および職業教育や実際の仕事が再社会化の上で重要であるから、JHにおいてもそのようなことが実施できるように準備されている。親方や建築関係者に助けられて、少年たちが1609年に建てられたゼーハウス(Seehaus)を修繕し、新しい住居に生まれ変わらせることができたことを少年たちは誇りにしている。

さらに、少年たちは施設の中で異なる職業分野を知ることができる。木工と建築のほかに、金属や染料や二輪車についても、作業場を作って実践的な訓練を行うことにしている。それから、いずれ1年制の職業学校を設置してそこで学ぶことも可能になる。終了後、釈放になったら施設で得た資格能力証明によって企業に職を得ることも可能になる。

労働には別の意味がある。つまり、損害回復としての公益労働である。これは、被害者に対して、また社会に対しても、という意味である。

#### (4) 損害回復と行為者・被害者の和解

刑事政策上の議論の中で、損害回復という制度は常に高順位に位置して

いる。国は犯罪の直接的な名宛人ではない。むしろ個々の被害者が名宛人である。破られた法秩序を回復するために被害者に対する損害回復が考慮に入れられなければならない。JH は多様な仕方ですべてこれを実現しようとしている。

まず、少年に被害者の視点が媒介される。JH の職員および被害者団体の代表と一緒に少年たちにセミナーが開かれ、個々に対話が行われる。そこで少年に対してその行為の責任が明確にされ、同じくその犯罪が被害者と社会に与えた影響も明らかにされる。

これに続いて少年たちと被害者たちとのグループ対話が行われる。この場合、まだ直接の行為者・被害者の関係ではない。この対話において、被害者たちに犯罪行為の結果がいかに痛ましく生活の質を狭めるものであるか、ということを感じを露わにして話す機会が与えられる。少年たちも、自分たちの犯罪の動機や行為後の感情について話す機会をもつ。

こうして行為者と被害者が分かり合い、少年は、時には被害者が犯罪によって生活を破壊された人間であることを体験する。この対話の目的は、少年たちが自分の犯罪によって被害者に与えた被害を、少なくとも象徴的にであれ、どうすれば回復できるかを考えさせることである。

次に、経験豊富な仲介者を交えて当事者同士が直接対話する機会がもたれる。その中で、行為者と被害者が直接和解について一致を見出すこともできる。

さらに、少年は公益労働を提供するという合意をすることもできる。子どもの遊び場の遊具などの修理や壁の落書きを消したり、市民とともに落書き反対のプロジェクトに参加できるところもある。

少年たちが労働で得た金銭を被害者に送ったり、被害者基金に寄付することもできる。このような措置は、少年の自意識を強化し、少年に平和的に和解に寄与する感情を起こさせるであろう。

#### (5) 余暇とスポーツ

意味に欠ける余暇の過ごし方は、少年たちをしばしば仲間とともに犯罪

に向かわせる。そこで、JHは、教育的コンセプトの重要部分として、余暇を有意義に過ごす能力を媒介しようとしている。経験豊富なスポーツマンやトレーナーが少年たちに必要な指導と支援を行う。少年たちは、スポーツ・トレーニングを学び、自分の力を測り、チーム精神と公正さを発展させ、競技スポーツによって自己規律の必要性を学ぶことになる。

スポーツ以外に有意義に余暇を過ごすには、さまざまな文化的な活動や趣味を見つけることが望ましい。

#### (6) 精神生活

JHのプロジェクトの根底であるキリスト教原則によって、少年たちは常に良い方向へ変わることができる。宗教上の信仰が社会的態度へ原則的に肯定的な影響を与えるということは、学問的に証明されている。JHもキリスト教の施設であることを意識している。

月に3回、日曜日には、少年たちはJHの近くで行われるミサに参加でき、月に1度はJH内でミサが行われる。

#### (7) 社会的トレーニング

理想的な社会学習は日常生活の現実に近い状況において行われる。そこでJHの日常もできる限り外部のそれに近いものにしなければならない。少年たちは、7-9人で家族的な雰囲気生活している。この小グループが社会生活の出発点で、各グループは職員住居とともにあり、職員夫婦が少年居住グループの「施設での親」となる。少年は、いうならば、大家族の一員ということである。セミナーやトレーニングコースが実施され、薬物や性の問題、将来の家族計画や借金の消却の問題なども話題となる。

### 4 段階および褒章制度

アーデルスハイム少年刑務所長が執行緩和の範囲内で少年をJHへ送ってくる。刑務所の少年たちには、JHのプロジェクトに応募する前に、プロジェクトのリーダーが、プロジェクトとそのコンセプトについて詳しく情報を提供する。JHが受け入れる条件は、少年が文書で応募し、その少

年がアーデルスハイムの学際的な委員会により、またプロジェクト・リーダーによって適格であると認められることである。

受け入れられた少年は、まず導入段階から始まる。新人には先輩が「兄」代わりとして付く。先輩は新人を JH の日常生活へ導入し、行動の決まりや日課について説明し、新人の質問に答える。新人には、当初は 1 人にはしておかず、先輩か職員が付き添っている。

新人が日常生活に慣れてくると、別の先輩少年が同行してゲレンデを自由に歩き回ることができる。

さらに段階が進むに連れて自由の範囲が広がり、週末に家族を訪ねることも可能となる。少年が規範や JH の決まりに反した場合は、自由などの与えられた権利が剥奪され、降格される。違反の程度が大きい場合は、刑務所長が執行緩和を取り消し、刑務所へ戻すこともある。

## 5 協 力

少年たちの資格・能力を高めるのは職員で構成されるチームに責任がある。したがって、JH が期待された成果を生み出すには、職員と少年たちとの間の信頼関係に基づく協力が不可欠である。

このユージェントホーフ・プロジェクトを運営実施している Prisma e. V. は、Prison Fellowship International (PFI) と密接な関係にある。PFI は、独立の会員組織で、受刑者、かつての受刑者、犯罪被害者その家族などを支援することを目的にして、全世界で10万人のヴォランティアが106カ国で活動している。

## お わ り に

バーデン・ヴュルテンベルク州のプロジェクト・チャンスが他の州に採用されていくかどうか、現在のところはまだ未知数である。法91条3項の意義が再発見され、少年刑の執行が閉鎖刑務所においてだけでなく、自由

な形態においても可能であり、現に BW 州がこれをプロジェクトながら実行しているという事実は、他の州にもインパクトを与えずにはおかないであろうと思われる。ブランデンブルク州は、その一例といえるだろう<sup>51)</sup>。

ここに紹介した2つのモデルは、いずれも森の中で実施されている。その気になれば、少年たちはいつでも逃走することができる。実際に逃走が起きても、なおプロジェクトを続けている。そのようなことが起きうことは、ある程度計算に入れているのであろう。性急にでなく、じっくりと構えて事を運んでいるように見える。やはり、閉鎖刑務所における問題性は、とくに14-17歳の少年に重くのしかかっているようである。しかし、14歳15歳の少年を刑罰から解放しようという発言や動きは、現在のところ、立法者を動かして法改正へ結実させるとまではいかないようだ。

本稿は、新しいモデルとしてプロジェクト・チャンスを中心に扱った。Jugendhof Seehaus と両プロジェクトに対する中間評価については、別の機会に述べる予定である。

- 1) Christiane Biendl, Jugendstrafvollzug in freier Form am Beispiel des „Projekt Chance“ 2005, S. 20.
- 2) Joachim Walter in Günter Gehl (Hrsg.), Kinder- und Jugendkriminalität 2000, S. 91. Zitiert nach Biendl, S. 22.
- 3) Biendl, a. a. O., S. 23.
- 4) Hans-Jörg Albrecht, Ist das deutsche Jugendstrafrecht noch zeitgemäß? Gutachten zum 64. Deutschen Juristentag Berlin, 2002.
- 5) Alexander Böhm-Wolfgang Feuerhelm „Einführung in das Jugendstrafrecht“ 4. Auflage, 2004, S. 11.
- 6) Böhm-Feuerhelm, a. a. O., S. 12 mit Anm. 5.
- 7) Günther Kaiser, Ist der Erziehungsgedanke im Jugendstrafrecht wirklich veraltet? In: Max Busch, Heinz Müller-Dietz, Hans Wetzstein (Hrsg.), Zwischen Erziehung und Strafe 1995, S. 16.
- 8) Günther Kaiser, a. a. O., S. 23.
- 9) Joachim Walter, Jugendvollzug in der Krise? In: DVJJ-Journal Juni 2002, S. 137.
- 10) Entwurf eines Gesetzes zur Regelung des Jugendstrafvollzuges (GJVollz) mit Begründung.
- 11) BVerfG, 2 BvR 1673/04 vom 31. 5. 2006 (<http://www.bverfg.de/entscheidungen/rs20060531>), Günter Tondorf, Babette Tondorf, Plädoyer für einen modernen Jugendstrafvollzug. In: Zeitschrift für Jugendkriminalrecht und Jugendhilfe, Dezember 2006, S.

241.

- 12) Vgl. BMJ Pressemitteilungen „Diskussion um Jugendstrafvollzugsgesetz“ Berlin, 7. Juni 2006. (<http://www.bmj.bund.de/enid/>)
- 13) Badische Zeitung vom 17. 01. 2007.
- 14) Jochen Goerdeler, Editorial. In: Zeitschrift für Jugendkriminalrecht und Jugendhilfe. Dezember 2006, S. 233. バイエルンの少年行刑法草案のほか、ベルリン、ブランデンブルク、プレーメン、メクレンブルク・フォアポンメルン、ラインラント・プファルツ、ザールラント、ザクセン、ザクセン・アンハルト、シュレスヴィヒ・ホルシュタインおよびチューリングゲンの諸州による統一の草案が提案されており、残りの州は独自の草案を提案すると予告している。
- 15) この点につき、比嘉康光(訳)「オーストリアにおける少年犯罪と少年審判の現状」立正法学論集39巻2号、2006年、227頁参照。
- 16) Sozialgesetzbuch (SGB) Aechtes Buch (VIII). Kinder- und Jugendhilfe. 28条(教育相談) 個人的・家族的問題の解明と解決、別居や離婚の問題につき、専門家の援助を求める。29条(社会的グループ作業) 社会的グループ作業への参加は、児童・少年の成長問題や行動問題の克服の援助となる。30条(教育補佐人、世話援助者) 教育補佐人と世話援助者は、成長問題について社会環境を視野に入れて児童・少年を支援し、家族との生活関係を維持したままですべて自立を促す。31条(社会教育上の家族援助) 社会教育上の家族援助は、日常の問題、葛藤や危機の問題の克服に際し、役所等との接触や自助のために支援する。32条(日常グループにおける教育) グループにおける教育への援助は、グループの中で社会的学習により児童・少年の発達、就学促進や両親を支援し、児童・少年が家庭に留まるようにする。33条(フルタイム養護) フルタイム養護における教育援助は、児童・少年の成長や年齢、生家における人的な絆や養育条件の改善可能性に応じて、別の家庭での期間を限った教育援助などを提供する。34条(ホーム教育その他の世話付き共同居住) 施設における昼夜の教育援助(ホーム教育)やその他の世話付き共同居住は、教育的・治療的な支援を伴った日常的体験を通じて児童・少年を奨励する。35条(徹底的な社会教育的個別世話) これは、社会的統合と自己責任ある生活のために徹底的な支援を必要とする少年に保障される。援助の期間は長く、少年の個人的な必要が考慮される。
- 17) Bernd-Rüdeger Sonnen, Ist das deutsche Jugendstrafrecht noch zeitgemäß? In: DVJJ-Journal Juni 2002, S. 115.
- 18) Sonnen, a. a. O., S. 116ff.
- 19) この提案に関する議論につき、武内謙治訳『ドイツ少年刑法改革のための諸提案』現代人文社、2005年、90頁以下参照。
- 20) 法105条は、青年(成人!)が犯罪を行った場合に、その人格の全体的評価が、環境条件をも考慮して、道徳的・精神的な成長に照らして行為時点ではなお少年と同等であったこと、または、行為の種類、事情ないし動機に照らして少年非行の問題であるという場合、裁判官は少年に適用される規定を青年に適用するというものである。
- 21) Dieter Rössner, Sozialtherapeutische Gemeinschaft statt Jugendstrafvollzug- Modell zur

- inneren Reform der Jugendstrafe bei Jugendlichen. In: Dieter Rössner, Annemarie Kuhn, Hans-Dieter Will (Hrsg.), „Das Prinzip Hilfe zur Selbsthilfe“ S. 50f.
- 22) Biendl, a. a. O., S. 46f.
- 23) Schaffstein/Beulke, Jugendstrafrecht. 14. aktualisierte Auflage, 2002, S. 297.
- 24) Schaffstein/Beulke, a. a. O., S. 299.
- 25) Rössner, a. a. O., S. 50.
- 26) Böhm-Feuerhelm, a. a. O., S. 248.
- 27) Günter Tondorf, Babette Tondorf, a. a. O., S. 241.
- 28) Badische Zeitung vom 04. 01. 2007.
- 29) Rössner, a. a. O., S. 53.
- 30) Joachim Walter, Das Projekt Chance aus der Sicht der Justizvollzugsanstalt Adelsheim. In: Neue Wege im Umgang mit Jugendkriminalität. INFO 2004, S. 70.
- 31) Böhm-Feuerhelm, a. a. O., S. 261f. なお, 比嘉「ドイツ少年刑法について(下)」家庭事件研究会・ケース研究249号(1996年)15頁以下,(上), ケース研究245号(1995年)2頁以下, 比嘉「ドイツ少年刑法改正概観」吉川経夫先生古希祝賀論文集『刑事法学の歴史と課題』(1994年)607頁以下参照。
- 32) Dieter Rössner, Jugendstrafvollzug bei 14-18 Jährigen. In: Kerner/Kaiser (Hrsg.): Kriminalität. Persönlichkeit, Lebensgeschichte und Verhalten, 1990, S. 523. Walter, a. a. O., S. 71. Ulrich Goll und Rüdiger Wulf, Projekt Chance: Aus der Jugendstrafanstalt ins Jugendheim- Ein Modell in Baden-Württemberg. In: Zentralblatt für Jugendrecht. 6/2003, S. 220.
- 33) Walter, a. a. O., S. 71. Rössner, Sozialtherapeutische Gemeinschaft statt Jugendstrafvollzug, S. 54.
- 34) Rössner, Jugendstrafvollzug in freien Formen- Konzeption und Wirkung. In: Projekt Chance. Jugendstrafvollzug in freien Formen- Dokumentation eines Expertengesprächs- Juni 2006, S. 11f. Herausgegeben von Ulrich Goll, Justizminister des Landes Baden-Württemberg.
- 35) Günter Tondorf, Babette Tondorf, a. a. O., S. 243.
- 36) Rössner, Sozialtherapeutische Gemeinschaft statt Jugendstrafvollzug, S. 55.
- 37) Goll/Wulf, a. a. O., S. 219.
- 38) Goll/Wulf, a. a. O., S. 219ff.
- 39) Goll/Wulf, a. a. O., S. 210.
- 40) これは, 青少年に対し, その生活状況の中で職業訓練をし, 励まし, 支援していくための, 青少年の保護・教育・福祉の組織である。「誰ひとり失われてはならない」というモットーのもとに, キリスト教の人間像に合わせた仕事の内容となっている。(Thomas Trapper, Das „Projekt Chance“ in Creglingen- Frauental. In: Neue Wege im Umgang mit Jugendkriminalität. INFO 2004, S. 81. 参照, 比嘉訳「プロジェクト・チャンス 刑務所外での少年行刑の試み」立正法学論集40巻2号, 2007年3月)。
- 41) Thomas Trapper, a. a. O., S. 82.

## ドイツ少年行刑の新しいモデル(比嘉)

- 42) Goll/Wulf, a. a. O., S. 221.
- 43) 集中犯とは、強盗、粗暴犯、財産犯、軽微事犯や軽い責任の範囲を超える犯罪などを1年以内に少なくとも10件実行した者で、犯罪キャリアが固定化する危険のある者とされる。そのキャリアは、しばしば14歳以前に始まり、21歳で終わることがないといわれている。
- 44) Goll/Wulf, a. a. O., S. 221.
- 45) Goll/Wulf, a. a. O., S. 222.
- 46) Goll/Wulf, a. a. O., S. 223.
- 47) 筆者が2004年9月に訪ねたとき、少年3人の逃走が新聞記事になっていた。2人は警察に出頭し、結局3人ともアーデルスハイム少年刑務所に戻された。このような事件が起きても、プロジェクトを止めるとか方針を変更するといったことがない。
- 48) 施設(15人の少年に職員)の1日の費用が3万円程度とは質素のように見える。しかし、筆者が訪ねたとき、少年たちも手伝って作っている昼食は、少年刑務所とは比較にならないほど「豪華で」、バランスよく、ヨーグルトのようなデザートもあった。
- 49) 比嘉訳「プロジェクト・チャンス 刑務所外での少年行刑の試み」立正法学論集40巻2号214頁参照。
- 50) Goll/Wulf, a. a. O., S. 223.
- 51) ブランデンブルク司法省は、連立合意の際に、民間の担い手による施設の実現が、少年刑の一部服役後に、法91条3項による執行緩和指示の範囲で、少年受刑者の収容のために促進されるべきであるとの見解である(mdj.brandenburg.de)。
- 52) Rolf A. Morie, Der Jugendhof Seehaus bei Leonberg— Ein Modellprojekt für straffällige Jugendliche in freien Formen. In: Neue Wege im Umgang mit Jugendkriminalität. INFO 2004, S. 97ff. Tobias Merckle, Der Jugendhof „Seehaus“— Erfahrungen aus zwei Jahren. In: Jugendstrafvollzug in freien Formen— Dokumentation eines Expertengesprächs 2006, S. 25ff.